

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年7月1日（火） 都庁第一本庁舎南側33階 特別会議室S1			
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫（部会長） 弁護士 木下潮音 弁護士 松本はるか 弁護士 森岡誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 談合情報を受領した後の手続の流れについては、第三者のアドバイスを受けるなど、中立性が担保されている体制を構築する必要があると思うが。	A 官製談合が疑われる情報があった場合は、財務局に情報を集約し、必要に応じて弁護士等の第三者にアドバイスを頂く手続に見直しをしている。また、警察等にも情報が届いた時点で速やかに情報提供をすることとしている。		
Q 見直した手続は本件に適用されているのか。	A 本件は、手続の見直しを決定する前に発生したものであるため、適用していない。			
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に異議はない。			
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年6月30日			
抽出案件計	4件	(備考)		
一般競争	2件			
指名競争	2件			
随意契約	0件			
委員からの意見・質問、それに対する	意見・質問		回答	
	<議案2>（同一事業者長期継続受注事案） 溶融式道路標示塗装工事単価契約（3）[希望制指名競争入札]			

する回 答等	Q 同一事業者による長期受注となっているが、その理由をどのように分析しているか。	A 発注の範囲を方面ごとに決定しているため、その方面の近隣に事務所がある事業者が落札している傾向があると推測する。
	Q 競争性を働かせるために工夫をされていることはあるか。	A 結果として同一事業者による長期受注の状況が続いているが、競争性は十分に働いていると考えている。
	意見：特に意見なし	
	<議案3> (高額高落札率・1者入札事案) 金町浄水場第1高度浄水施設電気設備等 改良工事[一般競争入札]	
	Q 設備等改良工事は、元施工が落札しているケースが多いと思うが、元施工にとって有利な要素は何かあるか。	A 今回の電気設備工事については、他のメーカーでも対応可能であり、元施工が著しく有利になる状況にはない。
	Q 希望申請をした4者はいずれも専門性の高い大企業であるが、それでもなお、配置技術者の確保が難しい等の理由で辞退となり、結果として1者入札となったことについてどのように考えているか。	A 配置技術者の確保は各事業者にとって大きな課題であるということは認識しており、特に工期が長くなるほど技術者の確保が難しくなると考えている。そのため、適切な工期の設定、発注の平準化に取り組んでいる。
意見：特に意見なし		
	<議案4> (一者入札・同一事業者長期継続受注事案) 都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価 請負工事(単価契約)[希望制指名競争入 札]	
	Q 本件を受注するに当たっては特殊な条件や技術的ハードルはあるか。	A バラストやレール、枕木などは高速電車、地下鉄と大きな違いはないが、道路に埋設されているため、路面電車が道路交通と共用されている場所では、補修を行う際に道路工事も必要となり、その点は特殊性があると考えます。
	Q 同一事業者による1者入札となっているが、他に受注ができる事業者はいないのか。	A 他に受注できる事業者もいると考えており、過去には希望申請もでている。

<p>Q 落札事業者の撤退等があると本件の業務が滞ってしまうことが想定されるが、どのように考えているか。</p>	<p>A いまのところ撤退するようなことはないと考えている。</p>
<p>Q 毎年3者が参加をしているが、落札事業者が入札に参加した2者に下請けに出しているということないか。</p>	<p>A 落札事業者が2者に下請けに出しているという話は聞いていない。</p>
<p>Q 保線の安全性を考えると、東京都の中にも軌道保守工事を直営でできる体制があることが望ましいと考えるが。</p>	<p>A 政策連携団体に東京交通サービス株式会社があり、一時的な緊急対応には対応できる体制が整っている。</p>
<p>Q 当初の入札後、2回目の入札を実施する際に予定価格が下がっている理由なにか。</p>	<p>A 1回目の不調に伴い、年間工事の期間が短くなり、発注予定数量が減少したことが一番の要因である。</p>
<p>意見：特に意見なし</p>	
<p><議案5> (高額高落札・1者入札事案) 森ヶ崎水再生センター(東)汚泥消化槽機械設備再構築工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 本件は、規模や金額が非常に大きいが実質的に競争入札の形が取られておらず、随意契約のようにも見えるため、競争性の確保やその対策、契約方法についてどのように考えているか。</p>	<p>A 結果的に申込・入札ともに1者のみであったが、一般競争入札で広く入札参加者を募集しており、どこの会社が申し込みをしたかわからない状態で、競争があるという前提で札を入れているため、競争性は確保されていたと考える。</p>
<p>Q 元施工は入札参加しやすいということが推察できるが、分割して発注をするといった方法等により、入札参加しやすいような工夫はしているか。</p>	<p>A 当該施設の消化槽は4槽あるが、入札参加しやすいよう、分割をして2槽の発注としている。</p>
<p>Q 本件で分割した残りの2槽についても本件竣工後に発注を検討しているとのことだが、1者入札にならないような工夫は検討しているか。</p>	<p>A 本件についても一般競争入札で広く入札参加者を募集しており、設計の段階においても、受注可能な入札参加資格を持っている16者のうち、複数者から見積りを徴取していることから、1者入札にならないよう対応ができていると考える。</p>
<p>Q 今回の工事は、他の水再生センターでもある工事なのか。</p>	<p>A 東京都では森ヶ崎水再生センターにしかない設備であるが、全国の自治体をみると一般的な下水道設備であるため、工事は毎年あると考えている。</p>

	意見：特に意見なし	
委員会 による 報告又 は意見 の具申	議案2から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されている。	